

平成30年度大和町奨学生募集要項

応募資格	扶養義務者が町内に住所を有し、品行方正で、心身ともに健康な向学心のある学生、生徒。
募集人員 貸与額	<p>高等学校生・高等専門学校生・専修学校生（高等課程、一般課程） 3人（後期のみ 3人） 月額 15,000円（年額180,000円）</p> <p>大学生・短期大学生・専門学校生 10人（前期 7人 後期 3人） 月額 30,000円（年額360,000円）</p> <p>大学院は対象になりません。</p> <p>※後期の募集人数については、前期の採用人数により変動する可能性があります。</p>
貸与期間	正規の修業期間（奨学生採用時から最短修業年限の終期まで）
申請書類	<p>① 願書</p> <p>② 誓約書 ※ ①②は本人及び第一、第二連帯保証人が署名、押印（実印により）してください。</p> <p>③ 成績証明書（新入学生については直前に在学していた学校の証明書、新入学生以外の方は在学中の学校の証明書） 1通</p> <p>④ 在学証明書（学校で発行する証明書又は様式第2号による証明書） 1通 ※ 新入学生については合格通知書の写しを提出し、入学後に在学証明書を提出してください。</p> <p>⑤ 課税証明書（扶養義務者（父母等）の課税証明書又は非課税証明書） 1通 ※ 貸与基準は、扶養義務者の市町村民税所得割課税額の合計が316,800円以下であることとなります。</p> <p>⑥ 納税証明書（第一連帯保証人、第二連帯保証人） 各1通</p> <p>⑦ 印鑑登録証明書（第一連帯保証人、第二連帯保証人） 各1通 ※ 第一連帯保証人は、本人の父母兄弟またはこれに代わる方となります。第二連帯保証人は独立の生計を営む方で他の奨学生の連帯保証人になっていない方となります。 ※ 連帯保証人の方は、本人が経済上の理由等により返還できなくなった場合、本人に代わって返還の義務があります。</p>
決 定	応募者のうち大和町奨学資金貸与基準に合致している方について願書、成績証明書、その他の資料をもとに、大和町奨学事業審議委員会において決定し、本人及び第一連帯保証人（必ず同席）と面接を行います。
貸付方法	<p>決定した奨学生に対して、いずれかの方法で本人の口座へ振込みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月（毎月第一木曜日予定） ・前期（4月末予定）、後期（9月末予定） ※後期募集は別途振込みとなります。
返 還 方 法	<p>奨学金は無利子ですが全額返還の義務があります。返還は貸与終了後に、1年間の返還猶予期間を経て、本人が計画した期間内（最長10年間）にその金額を月賦、半年賦のいずれかの方法で返還していただきます。万が一、本人が経済上の理由等により返還できなくなった場合は、連帯保証人の方に代わって返還していただくこととなりますので、借りた本人は責任をもって返還してください。</p> <p>※ 卒業後進学したときなど、特別な事情がある場合には願い出により一定期間返還が猶予されます。</p> <p>※ 退学・休学・留年等をした場合、速やかに町に届出ください。</p>
募 集 期 間	<p>①前期 平成30年2月1日（木）～平成30年3月20日（火）まで</p> <p>②後期 平成30年4月2日（月）～平成30年4月20日（金）まで</p>
提 出 問い合わせ先	<p>大和町教育委員会教育総務課</p> <p>電話022-345-7507</p>